

2025法2（白石忠志）試験（2026年1月実施）解答例等

ver. 2026-02-03c

(今後、推敲などをすることがあります。)

- 履修者以外の方へ

- 問題・解答例等のいずれも、1セメスターにわたり授業を受講した学生を念頭に置いた内容となっています。

- 解答例は、

- あくまで例であり、他にこれより良いものもあり得ると考えられます。
 - 解説を兼ねるので、学生に期待する解答より細かめ・長めとなります。

- 全体

- 第6問は、点数を付けることのできる解答はごく少数でした。
 - 最終的な90点以上と80点以上は、教養学部のルールが推奨する範囲となるように調整しています。

- 第1問

- 解答例

- (1) 名古屋大学の法令データベースで検索する。
 - (2) e-Gov法令検索で民法を開けば、デフォルトで出てくる。
 - (3) e-Gov法令検索で民法のページを開き、その中で「法令改正履歴」を見て、平成29年法律第44号が施行される前の時期のものを見つける。

- メモ

- 全体

- 「国会図書館」「TKCローライブラリー」のように、そりゃあその中で調べればあるでしょう、という解答については、どの程度の解像度で説明しているかに応じて加点しました。

- (2)

- 紙の六法（最新版）でもよいことにしました。厳密には、「本日現在で施行されている民法の条文」である保証はありませんが、ほぼそれに近いため、成績評価上は、上記の解答例と同等の取扱いとしました。

- (3)

- 法務省のウェブサイトに出ている新旧対照条文では、改正された箇所しか出ておらず、改正されていない箇所を含めた全体像を見ることはできませんので、完全な解答ではありません。「改正箇所」ではなく、「民法の条文」の見つけ方をきいています。

- 第2問

- 解答例

- (1) 定められる。「Aその他のB」という場合は、AはBの例示である。「危険鳥獸」は全て「政令」で定めることになるから、「熊」に相当するものも「政令」で定められる。
 - (2) 定められない。「Aその他B」という場合は、「A and B」と同じ意味である。「爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法」以外のものを、「環境省令」で定めることになる。

- メモ

- この問題は、「その他の」と「その他」の違いを説明する問題です。
 - そこがきかれているわけですから、例えば、「熊その他の人の……政令で定める鳥獸」であるから熊は政令で定められる。」という解答では、(もし仮に解答者が頭の中でわかっているとしても) 何も説明していないことになってしまいます。

- 公開版の問題の修正について

- 実際の試験問題は、「鳥獣法36条本文（下記）にいう「劇薬」に相当するものは、」となっていましたが、「その他」以下に対応するのは、厳密には、「劇薬……を使用する猟法」なので、公開用の問題では、そのように修正しました。
 - 解答者の解答行動に大きく影響する点ではないと判断したため、試験場では修正的なアナウンスは行いませんでした。「劇薬」か「劇薬……を使用する猟法」かで揺れたと思われる解答については、その箇所を十全に解答したものとして取り扱いました。

- 第3問

- 解答例

- 法令の条文では、「第」を付けずに数字を書いた場合には基数であるので、「前2項」の「2項」は、第2項と同義ではあり得ない。前の二つの項、という意味である。

- メモ

- 「第」は省略してもよいが、省略する場合にはこれを知っておくべき、として説明したポイントです。
 - 「第2項のみを指す場合は「前項」となるはず」、という解答が少なからずありました。
 - 今回の問題の説明としては、たまたま、十分なのですが、
 - （今回の問題のように第3項でなく）例えば第5項に「前2項」と書かれていた場合に第2項のみを指し示すのではないとの説明にはならないので、そ

の意味で、完全な答えではありません。授業では、解答例のように説明しています。

- ・ 第4問

- ・ 解答例は省略。
- ・ メモ
 - ・ 違いとして学生の解答で指摘されたものとして、主に、次の二つがあります。これらを使って適宜の明瞭な作文がされていれば十分です。
 - ・ 証拠番号の枝番号は「甲41」の下のレイヤーに1~4を置いているのに対し、条の枝番号は「38条」「38条の2」「38条の3」「38条の4」のように同じレイヤーに無印と2~4を置く（1はない。）
 - ・ 証拠番号の枝番号が付いたものは、関係するものをグループ化しているが、条の枝番号が付いたものは相互に関係しているとは限らない。
- ・ 公開版の問題の修正について
 - ・ 実際の試験問題は、「第1戦から第4戦まで」となっていましたが、将棋では「第1戦」でなく「第1局」と呼ぶようなので、それに合わせました。解答では、「戦」でも「局」でも結構です。

- ・ 第5問

- ・ 解答例
 - ・ 大法廷で裁判をする必要はない。「建造物」とは社会通念上土地に定着しているものをいう、という共通した規範のもとで、A事件・B事件という異なる事案を区別（distinguish）したために結論が分かれるだけであると考えられるので、B事件での判断が裁判所法10条3号の要件を満たすとはいえない。
- ・ メモ
 - ・ （短い英語文献で示されたFIRACも含めて）法的三段論法の構造を理解しているかどうかを問う問題です。
 - ・ 「A事件の決定は事例判断であるから……」という解答が多くありました。しかし、
 - ・ 「事例判断」か「法理判断」かは、様々な意味で相対的であることを授業で説明しました。
 - ・ ここでは、裁判所法10条3号の「意見が前に最高裁判所のした裁判に反する」の成否が問題となっています。「事例判断」か「法理判断」かという勉強成果を生かしつつも、それを、「意見が前に最高裁判所のした裁判に反する」の成否の問題の中に取り込んで論すべきです。適用される規範のおおもとは、法律の条文なのですから。
 - ・ 大法廷が必要、という解答も、あり得なくはないと思いますが、それに必要な説得的な説明（文章の組立て）がなければ、高く評価することはできません。
 - ・ なお、B事件の最高裁の結論は、あくまでこの問題における仮定です。

- ・ 第6問

- ・ 解答例

- ・ 刑法をめぐる有力学説は、刑法の解釈を長い目で改善するために有益であるという点で、意味を持つ。しかし、その有力学説の内容が将来において最高裁判例として採用される保証がないならば、今、獣友会のハンターを説得する根拠としては意味を持たない。すなわち、緊急避難についてこのような有力な刑法学説があるから、あなたが銃猟をして鳥獣法違反で起訴された場合に裁判所がその有力学説を採用して無罪としてくれるかもしれない、と説明しても、獣友会のハンターに納得してもらうのは困難であろう。

- ・ メモ

- ・ 授業で取り上げた遠藤解説で刑法37条の緊急避難が出てきたのはなぜだったのか、それが（問題文にも書いた）「令和7年改正」とどのように結びつくのか、といったことを、授業でかなり説明しており、その中で、上記の解答例そのものともいうべき説明をしています。それを前提とした出題です。
 - ・ したがって、特に、「授業内容を踏まえて」と問題文に書きました。授業の定期試験である以上、書いていなくても当然なのですが、この問題は、特にそうでした。

- ・ その趣旨を取り込んだ解答は、ごく少数はありましたが、非常に少ない、という結果でした。

- ・ 学生の解答のうち最も良かった例

- ・ 意味を持たない場合に関する説明は同じでしたが、意味を持つ場合として、どのような有力学説が、望ましい刑法解釈と、現状の刑法解釈（いわゆる判例・通説）との段差を明瞭化し、刑法37条には頼れないことをはっきりさせて、鳥獣法に緊急銃猟制度を導入する必要性が高いことを示した、という解答がありました。

- ・ コメント

- ・ 令和7年鳥獣法改正には役立たなかつたが刑法の長い目で見た改善には役立つ、という論じ方（解答例）でなく、実は令和7年鳥獣法改正にも役立つたのである、という説明です。これも、説得的な解答であると考えました。